

# 令和元年度公害等調整委員会 政策評価懇談会

日時：令和2年8月28日（金）13:30～15:30  
場所：Web会議システム及び電話会議システム

総務省 公害等調整委員会事務局

【相馬事務局長】 それでは、定刻になりましたので、令和元年度公害等調整委員会政策評価懇談会を始めさせていただきます。

本懇談会は、本年3月に開催予定でございましたけれども、新型コロナウイルス感染防止のため、2度延期させていただきました。申し訳ございませんでした。

また、本日はウェブ会議及び電話会議で開催させていただいております。皆様には御協力をいただき、誠にありがとうございます。

開催に当たって、御参加いただいております有識者の皆様方の御紹介をさせていただきます。

まず、東京経済大学名誉教授、礪野弥生様でございます。

【礪野構成員】 どうぞよろしくお願いいたします。

【相馬事務局長】 次に、関西大学総合情報学部教授、名取良太様でございます。

回線の都合で、若干音声聞き取れない状況ですね。名取先生、改めてまたつながりましたらお願いいたします。

続きまして、静岡県公害審査会会長、松田康太郎様でございます。

【松田構成員】 松田でございます。よろしくお願いいたします。

【相馬事務局長】 次に、跡見学園女子大学マネジメント学部長、丸岡吉人様でございます。

【丸岡構成員】 丸岡です。よろしくお願いいたします。

【相馬事務局長】 以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、日本司法支援センター常務理事、丸島俊介様、上智大学法科大学院教授、北村喜宣様につきましては、所用のため、本日は御欠席と伺っております。また、駒澤大学法学部教授、内海麻利様につきましては、海外勤務の御事情により、本年3月をもって御辞退されております。

次に、公害等調整委員会の出席者の紹介をさせていただきます。

まず、委員長の荒井勉でございます。

【荒井委員長】 委員長の荒井勉です。今日はどうぞよろしくお願いいたします。

【相馬事務局長】 次に、委員の松田隆利でございます。

【松田委員】 松田でございます。よろしくお願いいたします。

【相馬事務局長】 同じく、委員の上家和子でございます。

【上家委員】 上家でございます。よろしくお願いいたします。

【相馬事務局長】 同じく、委員の都築政則でございます。

【都築委員】 都築でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【相馬事務局長】 最後に、同じく委員の高橋滋でございます。

【高橋委員】 ウェブで失礼いたします。よろしくお願いいたします。

【相馬事務局長】 委員の上家と委員の都築につきましては、本年7月1日に着任しております。

また、事務局からは、事務局長を務めております私、相馬以下が出席しております。本日の出席者は、次長の明渡、総務課長の荒木、研究官の田口、調査官の鎌田でございます。

本日は私、相馬が司会進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、始める前にもお知らせいたしましたけれども、有識者の皆様におかれましては、発言を行われる際にマイクのボタンを押し、マイクを入れ、発言を終えたらマイクを切るよう、御協力をお願いいたします。ハウリング防止のためによりしくお願い申し上げます。

それでは初めに、荒井委員長から一言御挨拶を申し上げます。

【荒井委員長】 委員長の荒井でございます。本日は皆様お忙しい中御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

当委員会では、政策評価懇談会を毎年開催させていただいておりまして、毎回業務全般について、大変貴重な御意見をいただいております。

令和元年度の懇談会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、3月の開催を延期させていただき、7月28日の開催を予定しておりましたけれども、その直前に、当委員会の事務局職員が新型コロナに感染したことから、私たちが登庁抑制が求められたために、急遽延期させていただきました。

有識者の皆様には重ねて御迷惑おかけすることとなり、誠に申し訳ございませんでした。

当委員会における感染もすっかり収まりましたので、本日、ウェブ会議及び電話会議にて開催することとなりました。

本日の開催に関して、様々な御不便をおかけしたことと思いますが、御協力を賜り、誠にありがとうございます。皆様から貴重な御意見を伺いますことに心から感謝を申し上げます。次第でございます。

後ほど事務局から資料に基づきまして詳しい説明がございますけれども、開催に当たりまして、私からも、令和元年度の事件の動向と当委員会の取組について、ごく概略を御説

明させていただきます。

御存じのとおり、当委員会は、公害紛争処理と土地利用調整という二つの業務を柱としております。

まず、公害紛争処理の業務でございますが、令和元年度に新規に受け付けた公害紛争事件は20件となっており、その新規事件も含めた係属事件は52件、そのうち終結した事件は15件となっております。

全体の傾向として、近隣店舗の室外機からの騒音など、いわゆる都市型・生活環境型の公害紛争が引き続き大半を占めておりますが、一方で東京国際空港の飛行経路の見直しに伴う騒音に係る事件や、自動車排出ガスによって気管支ぜんそくに罹患したとする患者約100名の大規模調停事件など、社会性・公共性を有する事件も係属いたしました。

公害に係る事件の解決は、まず第1に、都道府県・市町村における公害苦情相談、第2に、都道府県の公害審査会等による調停、そして第3に、当委員会による裁定や調停という三つの仕組みがございますが、それぞれがその役割を果たしつつ、しっかりと連携を図ることで、公害関連紛争の解決機能を全体として高めていくことができると考えており、その周知にも力を入れてきているところでございます。

当委員会として、今後とも、新型コロナウイルス感染拡大の防止に努めつつ、専門委員の活用、現地調査等の実施、職権調停による柔軟な解決など、当委員会の特色を生かし、引き続き、利用者目線に立ちながら、迅速かつ適正な公害紛争の解決に努めてまいりたいと考えております。

続いて二つ目の業務でございます。鉱業等に係る土地利用の調整に関する手続についてでございますが、この業務では、岩石採取計画の認可等、一定の行政処分に対する不服申立てについて、その専門性を生かしつつ、公益的な観点から準司法的な判断を行っております。

当委員会としては、引き続き、他産業との調整という公益的な視点に立って、適正な判断に努めてまいりたいと考えております。

また、当委員会では、近年、公害紛争処理制度等の活用促進のための広報に力を入れておりまして、前回までの本懇談会の皆様からの御意見・御提言も踏まえつつ、一般国民向け、地方自治体向け、法曹関係者向けという三つの分野について、体系的・持続的な広報を実施しております。

後ほど、事務局から詳しい説明をさせていただきますけれども、特に一般国民に向けて

は、政府広報を始めとして、様々な媒体を活用した広報を行うほか、ホームページの見直し・改善も随時行っているところでございます。

また、法曹関係者に向けては、裁判所が加害行為と被害との因果関係の存否の判断を当委員会に嘱託する、原因裁定嘱託制度の周知の拡大に取り組んでおります。

今後とも、制度を必要とする国民に広く情報提供ができるよう、引き続き広報に取り組み、制度の一層の周知に努めてまいります。

私たちは、地方公共団体との情報交換の媒体として、「ちょうせい」という冊子を年に4回発行し、また、ホームページにも掲載しておりますけれども、昨年は平成から令和への改元の年となりましたので、「平成の公害紛争事件を振り返る」と題しまして、数回にわたり特集を組み、平成時代に当委員会が関与した大きな事件を振り返る機会を持ちました。

見てみますと、スパイクタイヤ事件、小田急線騒音事件、豊島の産業廃棄物事件、神栖市のヒ素による健康被害事件など、多くの事件で大きな役割を果たしてきていることを改めて実感したところでございました。

今後とも、時代に即応した社会のニーズに的確に答えていかなければならないとの思いを新たにしているところでございます。

本日は、当委員会の令和元年度の業務等に加え、平成29年度から3年間の取組結果、さらに、令和2年度から3年間の基本計画等についても御意見をいただくこととなっております。

本日の懇談会が、今年度から始まる新たな3年間、より効果的かつ効率的に業務を遂行していく上で有意義な機会となるものと期待しております。

有識者の皆様には、率直で忌憚<sup>きたん</sup>のない御意見をいただきますようお願い申し上げます、私の御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

【相馬事務局長】 参加されている有識者の先生方におかれましては、カメラをオンにさせていただくと幸いです。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは続きまして、当委員会の業務及び政策評価についての御説明、意見交換に移らせていただきます。

令和元年度は、平成29年度から令和元年度までの3か年の政策評価基本計画期間の最終年度となっております。

まずは本懇談会の位置付けについて、荒木総務課長から御説明申し上げます。

【荒木総務課長】 総務課長の荒木でございます。今年7月に着任いたしました。

事前にお送りしておりますPDFファイルの「令和元年度政策評価懇談会配布資料（本体資料）」に沿って説明を進めさせていただきたいと思っております。

なお、資料につきましては、画面上にも投影させていただきますので、そちらも御覧いただければと思っております。

1 ページ目、「資料1 政策評価法に基づく政策評価の仕組み」を御覧ください。

まず、「1 政策評価の実施主体」についてですが、平成14年4月に施行されました政策評価法では、政策評価は効果的かつ効率的な行政の推進、政府が有するその他活動について、国民に説明する責任の遂行を目的として実施されるものとされておりまして、第3条で、行政機関は、所管する政策を自ら評価し、その結果を政策に反映させなければならないとされておりまして、公害等調整委員会も行政機関の一つとして、政策評価を実施しております。

次に、「2 政策評価の体系」につきましては、第5条で、政府は政策評価に関する基本方針を策定・公表することとされておりまして、平成17年12月に現在の基本方針が閣議決定されております。

各行政機関はこの閣議決定された基本方針に基づきまして、中期的な基本計画、1年ごとの実施計画を策定・公表することとされております。

そして、各行政機関は基本計画及び実施計画に基づき、評価を実施し、評価書を作成・公表することとされております。

そして、「3 本懇談会の位置付け」でございますが、政策評価法第3条第2項第2号で、政策の特性に応じて学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされており、閣議決定されました基本方針におきましても、学識経験を有する者の知見の活用に関する基本的な事項が規定されていることに基づきまして、公害等調整委員会が決定しました基本計画の中に、学識経験を有する者の知見の活用に関する事項も盛り込んでおりまして、本日先生方に御参集いただいているところでございます。

次の2ページに進ませていただきます。「本懇談会の位置付けと今後の政策評価の流れ」でございます。

公害等調整委員会におきましては、基本計画は3年を単位として作成しているため、1年目と2年目はモニタリングを行いまして、基本計画の最終年度に当たります3年目に政策評価を行うこととなります。

令和元年度で3年間の基本計画の期間が終了しまして、令和2年度から次の3年間の基

本計画の期間が開始することになりますので、本日の懇談会におきましては、平成29年度から令和元年度の総括評価書、令和2年度の事前分析表、令和2年度から令和4年度の基本計画、令和2年度の実施計画の四つにつきまして、御報告し、御意見をいただきたいと考えております。資料1の説明は、以上でございます。

【相馬事務局長】 ただいまの御説明のとおり、本日はこの3か年を総括した状況を御説明するとともに、それらを踏まえ、令和2年度からの新たな政策評価の目標等について御意見を賜りたいと思います。

続いて資料2から6に沿って、引き続き荒木総務課長から御説明の後、意見交換を行いたいと思います。

【荒木総務課長】 続きまして3ページ目、「資料2-1 政策評価懇談会説明資料（平成29年度～令和元年度における取組）」を御覧いただきたいと思います。

この資料につきましては、次のページ以降に、それぞれのページの右上にオレンジ色でスライド番号が記載してありますので、資料を示す際にはそのスライド番号を使わせていただきたいと思います。

この懇談会につきましては、前回の開催から1年以上が経っておりますので、最初に公害等調整委員会の役割につきまして、簡単に御説明させていただきたいと思います。

スライド番号1「公害等調整委員会の役割」を御覧いただきたいと思います。

公害等調整委員会におきましては、①公害紛争処理、②土地利用調整の二つを事務として所掌しております。なお、公害等調整委員会の等は、土地利用調整のことを指しております。

公害紛争処理につきましては、当事者間の申請に基づき裁定や調停を行うことにより、迅速・適正な解決を図っております。なお、ここで言う公害につきましては、環境基本法第2条第3項に規定されている「典型7公害」と言われるものが対象になっておりまして、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭が対象になります。

もう一つの土地利用調整につきましては、鉱業等に係る行政処分に対する不服裁定、土地利用法に基づく意見照会の回答などを所掌しているところでございます。

次に、スライド番号2「公害紛争処理の流れ」を御覧いただきたいと思います。

公害紛争処理につきましては、実際に公調委や都道府県の公害審査会等に事件として係属する前に、公害苦情として相談があるのが一般的ですが、この公害苦情につきましては、例えば、平成30年度ですと6万7,000件近くございました。

それで解決されなかったものにつきまして、公害紛争として都道府県の公害審査会等、公調委に持ち込まれることとなります。

公害紛争の処理の仕方としましては、調停・あっせん・仲裁というものと、裁定という二つのものがあります。調停・あっせん・仲裁につきましては、重大事件と広域処理事件と県際事件につきましては、公害等調整委員会で担当しまして、それ以外のものにつきましては、都道府県の公害審査会等で担当するという役割分担になっております。

裁定につきましては、公害等調整委員会のみで担当するという流れでございます。

次に、スライド番号3を御覧いただきたいと思います。「調停手続・裁定手続の流れ」を示しております。

調停と裁定が左と右に書いてあるのですが、調停手続は期日が非公開、裁定手続は期日が公開となっていることが、大きな違いだと思います。

また、裁定手続につきましては、職権調停に移るという手続や、先ほど委員長の挨拶にもありましたが、裁判所からの原因裁定嘱託という制度があります。この裁判所からの原因裁定嘱託は、現在までのところ、累計で9件行われているということでございます。

次のページに移っていただきたいと思います。スライド番号4でございます。「公調委における政策・施策・測定指標の体系」についてまとめてあるものでございます。

公害等調整委員会の政策は、公害紛争処理と土地利用調整に大きく分けられます。

公害紛争処理に関する施策としましては、公害紛争事件の迅速・適切な処理と公害紛争処理制度の利用促進（広報等）がありまして、それぞれ測定指標として、①相談・受付・係属・終結件数、②事件調査、③裁定事件の平均処理期間、④現地期日、もう一つは、①相談・受付・係属・終結件数、②都道府県の受付・係属・終結件数、③都道府県から公調委に係属した件数を設定しております。

土地利用調整に関する施策としましては、鉾区禁止・不服裁定と意見照会というものがありまして、それぞれ測定指標として、①鉾区禁止地域指定請求の平均処理期間、②不服裁定事件の受付・係属・終結件数、もう一つは、①意見照会への回答事案等の受付・係属・終結件数を設定しております。

以上が公害等調整委員会の政策体系になりますが、それぞれの政策・施策につきまして、順に状況を御説明させていただきたいと思います。

スライド番号5「公害紛争事件の迅速・適切な処理①受付・係属・終結件数」を御覧いただきたいと思います。

令和元年度における公害紛争事件の受付件数は、平成30年度よりも若干減少しまして20件、終結件数は平成30年度と同水準で15件になっております。

平成29年度から令和元年度にかけまして、係属件数は若干増えていますが、受付・終結件数は似たような数になっているという傾向が見て取れると思います。

次に、スライド番号6でございますが、「公害紛争事件の最近の特徴」を参考として記載しております。

最近の公害紛争事件の特徴としましては、近年、比較的小規模な都市型・生活環境型公害紛争事件が多く委員会に係属する傾向にあるほか、令和元年度においては、騒音事件の係属件数が24件となっております、係属件数全体の約5割を占めています。

具体的な事件の例としまして、後ほどまた御紹介しますが、東京国際空港航空機騒音調停申請事件で調停が成立したというものがありますほか、主な事件①のように、裁定事件であったものが職権で調停に移行し、調停が成立した事件もありました。

スライド番号7に移っていただきたいのですが、主な事件②があります。これは平成31年に受け付けた大規模な調停事件になりまして、現在、調停手続を引き続き進めているところでございます。

スライド番号8に移っていただきたいと思います。令和元年度は22事件につきまして、29回の事件調査を実施いたしました。この事件調査につきましては、事務局が現地に出向いて関係者からヒアリングなどを行った回数も含まれております。

平成30年度と同様、専門委員の任命や各種測定など、因果関係の解明等に必要な調査を行った結果、事件調査の実施回数は平成30年度に比べると非常にごく僅かですけれども増加している傾向になっております。

スライド番号9を御覧いただきたいと思います。迅速な解決に資するため、集中証拠調べの実施等により、引き続き事件の計画的な処理に努めているところでございます。

令和元年度に終結しました事件のうち、専門的な職権調査を実施したり、専門委員を任命したりするなど、専門的な調査を要した事件につきましては、平均処理期間が約2年4か月となっております、2年という目標期間を若干超過いたしました。

これは中ほどのグラフにありますように、一番長いもので1,317日、約3年7か月を要した事件があったことなどが原因となって、全体的な平均値を引き上げていることになっております。

一方で専門的な調査を要しない事件につきましては、平均処理期間が約11か月となって

おりまして、政策評価で設定しています1年3か月という目標期間を達成したということになっております。

スライド番号10を御覧いただきたいと思います。当事者の負担軽減のために被害発生地等の現地で期日を開催する取組を進めておりまして、令和元年度におきましては、四つの事件について、合計5回、現地で期日を開催しました。平成30年度におきましては1回しか開催していなかったことと比べますと、5倍になっているということでございます。

また、遠隔地におります当事者等との間で緊密な連携を取るために、電話会議システムを用いた進行協議などを実施しているところでございます。

以上で公害紛争事件の迅速・適切な処理の関係を終わらせていただきまして、次に、公害紛争処理制度の利用促進の係に進みたいと思います。

スライド番号11を御覧いただきたいと思います。前回の懇談会におきまして、磯野先生から、公害で困っている人に公害紛争処理制度をどう知ってもらうのかというような御指摘を受けておりますので、公害でお困りの方が必要なときに必要な情報に接することができ、公害紛争処理制度を認知・利用していただけるよう、一般国民向け、地方自治体向け、法曹関係者向けの三つのチャンネルに分けまして、体系的・持続的な広報を実施しております。

一般国民向けにつきましては、公害苦情・紛争処理制度の認知度を向上させる、利用促進を図るなどということを目指しておりまして、地方自治体向けには、公害苦情や紛争処理に関する知識・技術の向上を目指しております。法曹関係者につきましては、公害紛争処理制度、原因裁定嘱託制度の利用促進などを目指しまして、資料の一番右側に書いてあるような広報をそれぞれ行っているということでございます。

例えば、一般国民向けですと、政府広報や年次報告やリーフレット、こども霞が関デー、インターネット。自治体向けですと、研修・講演、インターネット、機関誌「ちょうせい」の発行、リーフレットの発行などです。法曹関係者向けですと、講演や通知文、インターネットなどをやっているというのが全体的な取組の状況になっているところでございます。

最初に、一般国民向けの広報の取組状況を御説明させていただきたいと思います。スライド番号12を御覧いただきたいと思います。

ここには二つ書いてあるのですが、まず、政府広報番組としまして、BS-TBSの「徳光&木佐の知りたいニッポン！」という番組があり、そこで公害苦情相談を紹介していただきました。

これに関しましても、前回、丸岡先生から、これまでの素材を活用できないかとの御指摘を受けておりましたので、公調委のホームページから、この番組が現在掲載されております政府広報オンラインにリンクを貼りまして、公調委ホームページを訪れた者がそれに容易に接することができるような工夫をしております。

また、機関誌やリーフレットとしまして、「ちょうせい」を年に4回発行するなどの取組を進めていることが書いてあります。

スライド番号13に移っていただきたいと思います。ここには、白書やプレスリリース、パブリシティを行っていることを記載してあるところがございます。

前回、北村先生からいわゆる成功例を広報すべきではないかという御指摘を受けましたが、これに関連して、次のスライド番号14にありますように、最近の報道対応の例としまして、今年1月31日の東京国際空港航空機騒音調停申請事件の調停成立の際に、実際に行った報道発表資料を参考として記載させていただいています。

なお、これが、先ほどスライド番号6の公害紛争事件の最近の特徴のところ、後ほど御説明すると言っていたものに当たります。

スライド番号15に移っていただきたいと思います。

一般国民向け広報の③ですが、年次報告や公害苦情調査、機関誌「ちょうせい」につきまして、総務省のツイッターで発信するとともに、首相官邸メールマガジンで配信し、今年新型コロナウイルス感染症の影響で中止になってしまったのですが、こども霞が関見学デーや相談窓口などの直接広報も積極的に実施しているということでございます。

スライド番号16を御覧いただきたいと思います。一般国民向け広報、ホームページの関係を書いているところがございます。

ホームページにつきましては、令和2年1月以降、アクセス数が増加しておりまして、平成31年4月から令和2年3月までの1年間における公調委ホームページのページビューは、公調委ホームページのトップページで約3万5,000程度になっている状況でございます。

アクセスの仕方としましては、パソコンでのアクセスが大体4分の3程度、どのような経路をたどって公調委のホームページに到達したかという到達経路、参照元につきましては、検索エンジンで検索して、その結果として公調委のホームページにアクセスしたものが68%と、約7割になっている状況でございます。

ホームページに関しましては、前回、名取先生から、公調委のホームページをユーザー

目線で分かりやすくできないか、また、北村先生から、公害で困った人が検索すると公調委のホームページに当たり、そこで概要が分かるようになれないかという御指摘を受けておりました。

スライド番号17を御覧いただきたいと思いますが、公害問題の解決に資する情報を必要とする方が公害等調整委員会のサイトにアクセスしやすくするため、SEO対策を行うとともに、コンテンツの随時見直し・改善により、適切な情報提供に努めるなどの改善を進めております。

SEOとは、サーチ・エンジン・オプティマイゼーション、検索エンジンの最適化を指していると承知しております。

このように色々な見直しをしているのが現在の状況でございます。

次に、地方自治体向けの広報の状況を御説明したいと思っております。スライド番号18を御覧いただきたいと思っております。

前回の懇談会におきまして、松田先生から、市町村・都道府県とのネットワークづくりが重要だという御指摘を受けておりますが、現在全国6か所で開催しているブロック会議や都道府県主催の研修会の場で、市区町村の公害苦情相談員等に対し、公害紛争処理制度の説明や公害苦情相談の実践的な対応方法に係る研修・講演を実施するとともに、機関誌「ちょうせい」を年4回発行するなどの取組を行っているところでございます。

そして、「ちょうせい」を始めとして、地方自治体に関連する情報を公調委のホームページに掲載した際には、地方自治体にその旨を周知するとともに、「ちょうせい」につきましては、アクセス状況の確認も行っているところでございます。

また、前回、丸岡先生から、広報でアウトプットでも良いので目標値を立てられないかという指摘を受けておりますので、施策2の公害紛争処理制度の利用促進に関しまして、目標値を立てられないかという検討を進めました。

この施策に関しましては、ブロック会議の開催が中心的な取組でありますので、その実施回数や参加人数などを目標値とすることも検討しましたが、それよりも会議に参加した者、主として地方自治体の職員ですが、その方々の理解を進めることが肝要であると考えられますので、「ブロック会議参加者アンケートにおける「業務に役立った」の割合」を80%にすることを定量的な測定指標、目標値として、今回新たに設定することとさせていただいたところでございます。

スライド番号19とスライド番号20では、公害苦情相談の対応状況を記載しております。

まず、スライド番号19ですが、全国の苦情相談の受付件数は、平成30年度に約6万7,000件になっているということでございます。そのうち典型7公害関係が約4万8,000件、それ以外のものが約1万9,000件になっております。

苦情の処理に要した期間は、右下のグラフにあるように、騒音や振動につきましては、若干長めになっている傾向も見られるのですが、全体としては1週間以内に処理したものが約66%となっておりまして、1か月以内に処理したものと合わせますと、4分の3程度が1か月以内に処理が終わっている状況になっているということでございます。

スライド番号20を御覧いただきたいと思いますが、都道府県別の件数を見ますと、東京が一番多く、その次に、愛知、大阪、千葉、茨城と続いている状況でございます。一番少ないのは、このグラフで見るところ、富山県になっております。

これが最近の公害苦情相談の対応状況ですが、左下の表のとおり、愛知や東京などが大体上位に来ていることが読み取れるかと思われまます。

スライド番号21を御覧いただきたいと思いますが、都道府県の公害審査会等における取扱件数を記載してあります。

都道府県公害審査会等における公害紛争処理事件につきましては、年度によって多少のばらつきがあることは当然ですが、受付件数は約40件、係属件数は約80件、終結件数は約40件、大体そのような感じの傾向が続いているかと思われまます。

都道府県別に見ますと、大阪が結構多い状況になっていることが、下のグラフから読み取れるかと思われまます。

スライド番号22を御覧いただきたいのですが、これは地方分権に関する関係でございます。地方分権改革推進室というものが内閣府にあり、そこにおきましては、義務付け・枠付けの見直しの一環として、提案募集方式によって、都道府県・市町村からの要望を受けた地方分権改革を行っております。

その中の一つとして、公害審査会を置かない県におきましては、これまでは、毎年、公害審査委員候補者を委嘱しなければいけないことになっていたのですが、その委嘱期間を1年から3年の間で都道府県が選択できるようにする法律改正を行いまして、都道府県の自由度を高めるということを行いました。

次がスライド番号23でございます。前回、丸岡先生や松田先生から、法曹などの関係機関との連携が重要との御指摘を受けておりますので、公害に悩む方から相談等を受ける弁護士や法テラス、原因裁定嘱託制度を利用し得る裁判所を中心としまして、法曹関係者向

けの制度認知拡大に取り組んできております。

下の表に書いてありますように、令和元年度は、弁護士会は2か所、裁判所は4か所、法テラスの事務所は6か所、コールセンターが1か所などで色々な講演会などを実施している状況でございます。

以上で公害紛争処理関係は終わりました、次に土地利用調整に移るのですが、スライド番号24を御覧いただきたいと思います。不服裁定等に関する仕組みを説明させていただいております。

鉱業法、採石法、砂利採取法などに基づく許認可等の行政処分について、これを不服とする者からの申請に基づきまして、公害等調整委員会におきまして裁定を行っております。

公害等調整委員会の裁定に不服がある場合には、東京高等裁判所に訴えを提起することとされておりまして、公害等調整委員会の裁定は一審代替性を持つことになっております。令和元年度におきましては、平成30年度から繰り越された5件が係属しまして、そのうちの2件が令和元年度中に終結いたしております。以上が不服裁定の関係でございます。

次に、スライド番号25、土地利用調整関係の意見照会でございます。土地収用法に基づく処分に対する審査請求につきまして、国土交通大臣が裁決を行う際に、事前に公害等調整委員会に意見照会を行うこととされておりまして、これに対する回答等を公害等調整委員会で行っております。

令和元年度におきましては、新規受付件数が1件、係属件数が3件でありまして、そのうち2件が令和元年度中に処理されたことになっております。

最後のスライド番号26でございますが、これは現在係属している、鉱業等に係る行政処分に対する不服裁定事件の一つの例でございます。

以上で資料2-1の説明は終わらせていただきたいと思います。

以後は、資料を示す際にはスライド番号はございませんので、PDFファイルのページ番号を使用させていただきたいと思います。

その他の資料としまして、30ページから37ページにかけて、資料2-2として、現在係属中の事件一覧をつけております。

公害等調整委員会に係属した公害紛争事件、都道府県公害審査会等に係属した公害紛争事件、鉱業等に係る行政処分に対する不服裁定事件、土地収用法に基づく意見照会事案の一覧を順につけている資料でございます。

38ページから41ページが、「平成29年度～令和元年度の実施施策に係る政策評価書」にな

ります。

全体的には目標達成しているのですが、38ページ目の真ん中辺りにある、専門的な調査を要する事件の平均処理期間につきましては、先ほども御説明しましたとおり、2年としているところを約2年4か月かかっており、ここについては完全には達成しておりませんので、この項目だけおおむね目標達成という評価にさせていただいております。

他のものにつきましては、目標は全て達成したとさせていただいているところでございます。

42から46ページが、公害等調整委員会が作成する基本計画になります。

計画期間は令和2年度から令和4年度までの3年間で、その3年間についての基本計画を定めたものが資料4でございます。

47ページへ進んでいただきたいのですが、資料5-1として実施計画があります。これは基本計画に基づきまして、毎年度の政策評価の実施計画を定めたものでして、令和2年度の計画を定めたものになっております。

48ページに資料5-2として、対象とする政策等がございます。ここにおきましては基本政策や政策目標、主な測定指標、目標値についてまとめております。

この中で49ページの一番上のところについて、先ほども御説明したとおり、「ブロック会議参加者アンケートにおける「業務に役立った」の割合」を80%とすることを定量的な測定指標、目標値として設定することになったことが書いてあるところでございます。

その他のものにつきましては、従前からのものをそのまま踏襲させていただいているという感じでございます。

50ページから53ページにかけては、資料6としまして、「令和2年度実施施策に係る事前分析表（案）」というものをつけております。

令和2年度の政策評価に向けての事前分析表になるのですが、これにつきましても先ほどと同じように、51ページのところですが、「ブロック会議参加者アンケートにおける「業務に役立った」の割合」を80%にするという目標値を記載させていただいているところでございます。

資料の説明は以上でございます。

**【相馬事務局長】** それでは、意見交換に入りたいと思います。御意見、また事務局への御質問、御希望等ございましたら、先生方から御発言いただければと思います。

本日はウェブ会議ということもございますので、恐縮ではございますけれども、五十音

順で、磯野先生から順に御意見等承りたいと思います。

質問につきましては、その都度、いただいたところで、私ども事務局からお答えを申し上げたいと思います。

それでは、磯野先生よろしくお願ひいたします。

**【磯野構成員】** 全体的にまず第1点は、期日の問題ですけれども、全体的に件数が、平成30年度、令和元年度と、その前からと言っていいのですかね、だんだん下がってきて、申立て件数が下がってきているという感じです。しかし、建設残土などの問題は全国にかなり波及しているわけですが、これはこの公害調停には入ってこないのでしょうか。同じように、産廃も相変わらずかなりたくさんあるようですけれども、そういう大型のものは、都道府県単位で何とかなっているものなのかということ。それが第1点です。

それから、騒音のところの羽田空港の場合の事例で、あまり説明はされてなかったのですけれども、この中で、調停だけれども、内容について一定の公共性に鑑みて概要の説明をしたと書かれているのですけれども、これについてどのようなお考えなのでしょうか。こういう問題は、申立てした人たちがオーケーならばむしろ、幅広く皆さんが共有できる形にしたほうがよろしいのではないだろうかと思うのですが、その辺りをどのようにお考えかということです。

それから先ほど、将来計画などもあると思うのですが、自治体向けのブロックごとの会議を、皆さんのアンケートを取りながら、より望ましい方式にしていくことが望まれるだろうと考えました。

さらにもう一つ、これからとの関係で、令和元年度までと恐らく大きく変わってくるのが移動の問題で、全国そう飛び歩けなくなるのではないかと。電話会議的なものも使っているということですが、このことについて、既に経験がおありのようですけれども、将来的にどのように考えられるでしょうか。

つまり、調停等にオンラインシステムをどのように取り入れていくか、状況の変化をどう捉えていくのでしょうか。色々なことを雑多に申し上げてしまって申し訳ないですが、もし教えていただければ幸いです。

**【相馬事務局長】** それでは私から、答えられるものについて、幾つかお答えを申し上げたいと思います。

まず、先生の御質問の第1点目の建設残土の問題、産業廃棄物の問題でありますけれども、確かに私どもの公害等調整委員会はそう多くございませんが、地方の事件の関係では、

建設残土の問題や調停にかかっているようなものはございます。

また、産業廃棄物そのものについては、公害ということではございませんけれども、これも地方で、苦情の中ではかなりの数を占めているという実態はございます。

それから次に、空港の騒音の関係でございますが、これは要するに先生がおっしゃっているのは、こういう事件について広く、もう少し知らしめる努力をしたほうがいいのではないかとございませうか。

【磯野構成員】 そうです。要するに調停で決まった内容については、この人たちというか代表的なところもあるので、相手が公的なものですので、もう少しどこまで概要として報告されたのかということ、それからこういうものについての取組の考え方みたいなものをお聞かせいただきたい。

【相馬事務局長】 先生も御承知のように、一般的に調停というのは非公開が原則でございます。ただその原則の中で、先生がおっしゃるように、公益的観点からどこまで一般に周知すべきなのかという議論になるのかと思っております。

今回、関係者と協議をした上で広報資料を作成し、環境省等の記者クラブに対して資料の提供等を行ったようなところでございます。

それなりの反響があるかと予想していたのですが、なかなか環境省の記者クラブ、このような個別の事件について大きく取り上げることはなかったようで、今回も扱いはなかったわけでございますけれども、確かに先生がおっしゃるように、公益的な性格が強い事件については、広報の仕方を考えていく必要があると私どもも考えているところでございます。

【磯野構成員】 ありがとうございます。

【相馬事務局長】 それから1点飛ばしまして、調停の方法、つまり今後コロナの事態を踏まえて、調整のやり方等が変わってくるのではないかと先生の問題意識でございますけれども、これにつきましては、まさに裁判所でも今かなり活発に動きがなってきましたけれども、いわゆる手続のIT化と申しましょうか、そういうものについて、このコロナの事態の前から実は問題意識としては、私どもも裁判所の状況を踏まえつつ持っていておまして、議論も進めているところでございますが、今回のこのコロナの事態を踏まえて、政府全体でもこの動きが加速すると思えますし、私どもも裁判所や関係機関の動向もよく見ながら、どういったやり方でIT化等を進めていくことができるのか、検討を加速させたいと考えております。

3点目の自治体向けの会議につきましては、調査官の鎌田から御説明申し上げます。

【鎌田調査官】 鎌田でございます。御質問ありがとうございます。

自治体向けのブロック会議についての御質問の中で、まず自治体の方が望ましい方式で行っていったらいいのではないかという御指摘をいただいています。

これについては、毎回アンケートを取っておりまして、良かった・悪かっただけではなくて、個別具体的にどういうところが良かったかも含めてアンケートを取らせていただいで次回に反映させていただいています。

ブロック会議につきましては、全国を6ブロックに分けて、都道府県の担当者、それから人口10万人以上の市の担当者の方にお集まりいただいています。それぞれその6ブロックの中で、持ち回りで県、市の方に運営をしていただいて、地域ごとに実情に合ったテーマを決めながら、それぞれブロック会議を開催することにしております。

実は昨年度末に、前回の結果を更にかさそうということで、前年度のブロック会議の開催県・市の担当者、それから今年度の開催県・市の担当者に集まっただき、引き継ぎをしながら、どういったところに気を付けながら実施すればより良くなるかを検討する会議を持とうとしていたのですが、ちょうど新型コロナが発生してしまって断念しているところでございます。

この考え方は変わりませんので、今後もこういった方針を続けていきたいと思っています。

これから移動がなかなかできない中でどうやって実施していくのかという御質問があったかと思えます。これについては、今年度のブロック会議はコロナの関係で実施は難しいと思っております。その代わりにどういふことを行うのかということも現在検討しているところでございます。

一例を申し上げますと、私どもの機関誌で「ちょうせい」という冊子がございますが、ちょうど私ども事務局の中で、騒音・低周波音に関する勉強会を開きまして、荒井委員長からその結果を外に展開できないかと御示唆いただきまして、それを自治体職員向けに誌上セミナーという形で、現在「ちょうせい」に連載しております。

そういった形で地方との連携を進めているということが一つと、それからブロック会議の代替措置としましては、これまでは、会場の都合で、都道府県と人口10万人以上の市の担当者が参加するという形で、開催していたのですが、今年度は集まるのがなかなか難しいこととなりますので、このようなウェブ会議やウェブセミナーという方法で、全国展開

できないかと考えております。

そういった中では、公調委では長年自治体で公害苦情相談を担当されてこられたベテランの方に公害苦情相談アドバイザーを委嘱しておりますが、外部の有識者の先生方や公害苦情相談アドバイザーにお願いして、ウェブセミナーという形で講演ができないかと模索しているところでございます。

そうすることによって、これまで10万人以上の市の担当者しか参加できなかったところが、全国1,700の市町村まで、ウェブセミナーのシステムが対応できればですけども、対象とすることができます。新型コロナの状況下においても、より積極的な展開できないかと考えているところでございます。ぜひとも先生方にも、ウェブセミナー開催の際には御協力いただければと思っているところでございますので、よろしくどうぞお願いいたします。

【礒野構成員】 ありがとうございます。

【相馬事務局長】 ありがとうございます、礒野先生。

それでは次に、名取先生お願いいたします。

【相馬事務局長】 先生の音声はこちらに届かないものですから、また後ほど伺いいたします。

それでは次に、松田先生お願いいたします。

【松田構成員】 静岡県公害審査会の松田でございます。

静岡県公害審査会も件数はさほど多くなく、年2、3件程度になりますけれども、典型7公害のうちの騒音、振動、悪臭については、申立てがありますので、一定程度、典型7公害の問題についても問題が発生していると言えると思います。

今回、資料を事前にお送りいただきまして、色々と私もホームページ等拝見させていただいたのですが、「公害問題解決」をGoogleで検索すると、総務省の上に、政府の政府広報オンラインが先に出てきてしまうのですが、ここをもう少し総務省でも頑張っていたければと思います。

これは半分冗談ですが、総務省はリンクの貼り方等も非常に工夫されていて、比較的知識のない方でも必要な情報にアクセスしやすいと思いました。

ただ、政府広報オンラインは逆に言うと、総務省にリンクを貼っているのですが、それはそれで役目を果たしているのですけれども、もう少しリンクの貼り方を検討されたほうがいいのかと思いました。

自治体や弁護士会、法テラス、裁判所等の研修が行われているということで、担当者レベルの知識の向上を図ることによって、利用についてもかなり有益な情報提供ができており、結果として困っている方を救うことができると思いますので、これはますます発展させていただきたいと思っております。

ホームページ等で公表されている情報は、守秘義務等の関連もあって、どの程度公表するかというのは非常に難しいところではあると思うのですが、私も拝見しております、報道発表資料や公告事項、係属事件一覧等はやはり非常に参考になると思う一方で、専門家以外で困っている方については、若干難しいと思います。

ホームページにアクセスできる方はホームページ上でかなり有益な情報を取得することができるのですが、ホームページにアクセスすることができない方たちにどのような情報提供をするのかといった点が問題になります。一つは我々弁護士業務や弁護士会の仕事の中で、一番市民が信頼する情報として目にするのは、市町村の広報誌だと思います。これが非常にその効果があり、法律相談を実施する場合にも、そういうものに載せると非常に多くの方が目にして来てくださるといったことがあります。

ただ、市の広報の紙幅が非常に限られているというところと、あとどうしても広報に載せたい方が大勢いらっしゃるので、さほどのスペースを割くことはできないと思いますが、この制度によって、どういう問題を解決することができる、そして問題をどのように解決できるというようなことを分かりやすく説明すると、それだったらこういう制度が使えるのではないかという理解が深まりやすいかと思っております。

ホームページの掲載方法に話が戻りますが、どういう事件について扱っていますという表示は何となく分かりやすいのですが、これももう少し分かりやすい形でお知らせできたらいいかというところと、非常に難しい問題がありますが、どのように解決できたのかという解決事案、これを許される範囲で具体的に載せると、理解が深まり、利用者の増加につながるのではないかと思います。以上です。

**【相馬事務局長】** ありがとうございます。では鎌田調査官。

**【鎌田調査官】** ホームページが見られない方に対してどのように情報提供するかというお話がございました。公害でお困りの方全てがホームページを見られるとは限りませんので、今回リーフレットを全面更新しました。

また、毎年、都道府県が開催する管内の市町村の担当者向けの研修会がございますが、そこに我々職員が積極的に赴きまして、リーフレットを配って、市町村の方に対してこう

いったリーフレットを使って公害でお困りの方によく説明をしてくださいとお願いをする。それから先ほど申し上げたブロック会議でも、リーフレットを配って使ってくださいとお願いをするということを行っております。

そのほか、直接、一般国民の方に訴えるものとしては、先ほど説明にもありましたけれども政府広報を使っておりまして、昨年度につきましては、BS-TBSの番組を政府広報で用意いただけたので、大体40代、50代の方が主な視聴者になりますので、そこに直接訴えるということを行いました。

今年度に入っても、新型コロナの影響で在宅時間が長くなることもあって、騒音による苦情が多くなる傾向もありましたので、そこに訴える形で、同じく政府広報の番組を、こちらはインターネットテレビですけれども、その枠をいただきまして、そこで公害相談窓口をしっかりとアピールしたところでございます。

この政府広報で公害相談窓口をアピールする際には、実はこれまで公調委のホームページには、都道府県の担当の窓口は掲載されていたのですが、市町村の窓口が掲載されていなかったということもありましたので、全市町村の公害相談窓口をホームページに掲載しました。そのことを含めて政府広報でアピールもさせていただいていたところでございます。

先ほど、「公害問題解決」とグーグルで検索していただくと政府広報オンラインが一番に出てくるということは私どもも見ておりまして、ここは頑張っているところではございますが、現在、「公害相談」という言葉であるとか、「公害、苦情」という言葉で検索いただきますと、私ども公害等調整委員会の必要なページが検索の上位といたしますか一番上に載ってくるような状況までは至っております。

市町村の広報誌に掲載することについては非常に良いアイデアを頂きましたので、どういう方策があるか考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

**【相馬事務局長】** よろしいでしょうか、松田先生。

**【松田構成員】** ありがとうございます。

**【相馬事務局長】** それでは次に、丸岡先生お願いいたします。

**【丸岡構成員】** 丸岡です。御説明いただきましてありがとうございます。

全体の印象としては、前回、1年半ぐらい前にお聞きした時よりも、業務実態もそうですし、広報にしてもそうですけれども、全体に良くなってきている、成果が上がっている

んだという印象を持ちました。

大きく申し上げたいことは二つございます。一つは全般に関わること、もう一つが広報に関わることで、一つ一つ御質問し、御回答などいただきながら進めたいと思います。一つ目が全体に関わることでございまして、色々な指標が達成されている中で、調査等を要するものについては2年という目標を立てたけれども、約2年4か月かかったという御報告がございました。

主にこれですけれども、立てた目標が達成されたということであれば、なぜ達成できたのか、どういうところがよかったのかという分析があると思いますし、達成できなかったというところに関しても、なぜ達成できなかったのか、それは事案の性質によるのか、あるいは業務の進め方に問題があったのか、あるいは第3の何かあったのか。恐らくそういう分析がなされていると思います。達成したものを全部でなくても結構ですが、なぜ達成できたのか。未達のものについては、委員会としては何が未達の原因だと考えていらっしゃるのか、それをお聞きしたいと思います。

【相馬事務局長】 陪席しております企画法規の佐野補佐から御説明申し上げます。

【佐野補佐】 御質問ありがとうございます。企画法規担当の佐野でございます。

まず、平均処理期間ですが、資料2-1がございまして、そのスライド番号9でございます。

そちらにグラフがありまして、2のところを箱を書かせていただいております。それぞれの事件、それぞれの事情がございますので、どこに時間を要したのかにつきましては分析させていただいているところでございます。例えば、長くかかりましたA事件につきましては、争点整理がある程度進んだ段階で、異なる者を相手方として追加申請をし、再度争点整理が必要となった。また、当事者が調査実施時期に強い希望を出して調査実施に時間を要した。また、B事件につきましては、複数の論点に対してそれぞれ専門的な検討が必要となって、それに関する時間を要したということでございます。

このように、それぞれの事件がどういったところで時間がかかったというのは分析させていただいているところでございまして、そういったことを踏まえつつも、事件につきましては可能な限り迅速に対応できるようにさせていただいているところでございます。

目標を達成した事件につきましては、最初のところに書かせていただいておりますけれども、全体としまして平均処理期間という目標を設定させていただいており、また集中証拠調べの実施等を行っているところでございまして、こうした中で計画的な処理を努めて

おり、目標を達成できているのではないかと考えているところでございます。

**【荒井委員長】** 委員長の荒井でございます。今の点で少しお話いたします。

今の説明のとおりですけれども、御指摘のように時間がかかった場合の原因の分析ということは、我々もすごく重要なことだと思っております。

実は先ほどの説明にもありましたけれども、裁判所から当委員会に対する原因裁定嘱託という制度があって、これがなかなかあまり周知されていなくて、利用が進んでいないというのが実情でございまして、ここにかなり力を入れて、私どもが大きな裁判所に出向いて、この制度の紹介などを行っているわけでありまして。

その際に、当委員会に嘱託しようとする裁判官の問題意識は、公害等調整委員会に嘱託するとどのくらい時間かかるのですかということが非常に問題意識としてある。これはもう当然のことだと思えます。

実際、調査にどのくらいの時間を要するかによって、時間が大幅にかかったり、短期に仕上がったりということがございます。そこで、具体的な事件ごとに終わった時に振り返ってみて、ここをもっと効率化できなかつたかどうか、合理化できなかつたかというようなことを、事件ごとに見直しをしようということを、最近始めているところであります。

これは今、原因裁定嘱託の関係で申しましたけれども、一般の事件についても、終わった時点で、もっと効率化して、短期間でできなかつたのか、どこに時間がかかってしまったのかという原因分析をさらに進めていきたいと思っております。御指摘ありがとうございました。

**【丸岡構成員】** 丸岡です。ありがとうございました。御説明よく分かりました。

事の性質上、例えば年間1万件ぐらい処理をしていて、平均するとこうなっていくよねというようなものではなく、件数が少ないので、時間のかかる事案が一つあると全体がものすごく時間がかかるように見える。

あるいは、たまたまその年度は時間のかかるものが少ないと、何かものすごくスピーディーに物事が進むように見えるようなこともあると思いますので、一概に、2年という目標にいかなかったからいけないとか、いったからよかったというものではないと思います。

委員長の御説明の中でもありましたけれども、一つ一つの事案について、かかった時間だけに関して言うと、早く終わった場合には早く終わった原因、良かった点は何なのか、時間がかかったものに関しては、なぜ時間がかかったのかという分析を進められて、次に

生かしていくことは重要ではないかと思えます。

それから、委員会の事務量を増やそうというつもりは全くないですけれども、普通に考えますと、難しい事案が持ち込まれるわけですから、平均すれば2年かもしれませんけれども、もっとかかるに違いない場合、あるいは、これはもうパターンが決まっているから短い場合などと、色々あるのではないかと思えます。

そう考えると、事前に例えばこれは2年6か月ぐらいかかるという見積りをして、それで実際やって、見積りより早く終わった、見積りどおり終わった、なおかかってしまったというような、事前に事案ごとに目標を定めるというのも一つのやり方ではないかと思えます。

こういう例を申し上げる必要はないと思えますが、例えば家をリフォームしたいのだけど幾らぐらいかかりますかと質問された際に、平均すれば、バスルームなら100万円ですけど、お宅の見せていただかないと分かりませんというのが普通ですから、そういう方法もあり得るのではないかと思いました。

二つ目の御質問に移りたいと思えます。二つ目は広報に関するところですか。

ターゲットを、一般の国民の方、自治体の方、法曹関係の方と分けられて進められている。それからそれぞれで工夫をされているのはよく分かりました。特に、対象者を分けて進められているところは素晴らしいと思えます。

どういう相手かによって、広報のやり方、何を言うか、どういうチャンネルで言うかという事は変わってきますので、それは効果が高まることの大きな要因だと思います。

この先、どうしたらいいかということに関する私の意見を申し上げますと、国の機関ですから、国民全体に情報を周知しなければいけない、イコールドフィッティングでいかなければいけないのはもちろん当然のこととございまして、先ほども御指摘がありましたように、8割、9割の人はホームページが見られるから、それで大体カバーするからよいというようなことは許されない、あってはいけないことだと思います。本当は国民全体、あるいは法律家全体に知ってほしいのだけれども、こういう年代の人の理解が後れている、あるいは、ここの地域の人たちの公害等調整委員会の役割の認識が偏っている、もしくは違っているような、弱いところを見付けて、そこを潰していくというのは変ですけれども、そこに集中的に施策を行っていくことも重要だと思います。

国民全員に同じだけ情報を届けているけれども、結果届いた後凸凹があるならば、届きにくいところを補正していくという考え方になります。今、ここまで広報活動を進められ

てきている中で、こういうタイプの人たち、性別なのか、年齢なのか、地域なのか、事案なのか、色々な切り口があると思いますけど、理解が後れている、問題があるのではないかとされているところは、どこかございますか。

【鎌田調査官】 御質問ありがとうございます。御質問の年代・性別につきましては、まだそこまで調査が行き届いておりませんが、広報を打つ際に、40代、50代の方がメインになってくるのではないかということで政府広報番組を使ったところがありまして、一方もう少し若い方、特に最近であると、公害で困ると、まずはインターネットで検索するのではないかという御指摘もあり、自分の実体験でもそう思うところがありますので、ホームページ、それから、SNSも若干ですが活用しながらターゲットとなる年代を少し下げたトライもしているところでございます。

そういう意味では、まだ年代や性別までは分かかっていませんというところが実情でございます。そこについては引き続き勉強していきたいと思っています。

地域につきましては、さすがに細かくは把握し切れないのですが、今回、地方の状況として、県別に苦情の件数を出させていただいていますけれども、私ども、市町村単位で苦情の件数を把握しておりますし、県単位で公害紛争、調停の件数を把握しておりますので、苦情の件数の割に調停の申請件数が少ないところは見えてきております。そういったところは、県民性など色々な要素もあるかと思いますが、もしかすると、苦情は多いのだけ調停の申請までに至っていないのではないかというところが、実際広報として弱いところではないかという仮説を立てて、そこに対して少しずつこ入れをするべきなのかと考えているところでございます。

【丸岡構成員】 丸岡です。ありがとうございました。

先ほど、ウェブサイトへのアクセス数の分析のところ、PCからが7割ですね。

【鎌田調査官】 はい。

【丸岡構成員】 結構多いと思います。

今一般には、モバイルの機器、特に、スマートフォンからのアクセスの方が、世の中全体で言うとも多いです。PCからのアクセスが多いのは、一つは、外出先で近くの居酒屋を探すわけではないから、それは机に座ってアクセスするというところもあると思いますし、もう一つは、この種の問題に意識を持っていらっしゃる方の年代が少し、国民全体の平均からいうと高いのではないかと、したがって40代、50代ではないのかとは思っています。

そのように考えますと、今御説明いただいた分析、どういう方に情報が行き渡っていない

いのかという分析を進められて、40代、50代、あるいは相対的に持ち込まれる件数が少ないところというのを対処されていくのがよろしいのではないかと思います。

広報に関して最後、機関誌の「ちょうせい」というのがありますけれども、これは今、どういうターゲットにどのような配布の仕方をされていますでしょうか。

**【鎌田調査官】** 機関誌「ちょうせい」につきましては、ターゲットは主に都道府県、市町村の担当職員をターゲットにしてございます。

配布の仕方としては、以前は紙で印刷したものを配布していたのですが、予算の都合もありまして、現在はホームページに掲載する形にしておりまして、掲載した際に、都道府県、市町村にメールを打って、掲載されたので見てくださいと周知させていただいております。

もちろんホームページに載っておりますので、一般の方にも御覧いただいております、記事ごとにアクセス数の分析もしておりますが、一般の方にも関心を持っていただけるような記事は、都道府県、市町村の方以外の方にも、相当数アクセスいただいているものと感じているところでございます。

**【丸岡構成員】** これは全国の都市、全国のといっても色々なタイプのものがありますけど、図書館などにも入っているものでございましょうか。

**【鎌田調査官】** 印刷製本しておりませんので、図書館には入っておりません。

**【丸岡構成員】** なるほど。分かりました。

元々は紙のメディアだったと思うのですがけれども、紙の媒体はホームページにアクセスしづらい方々、あるいはじっくり読みたい方々にとっては、届きやすいメディアですので、元々紙だった「ちょうせい」の記事をこれからの広報に生かしていくのも、一つの手だろうと思います。

コストの問題もありますけれども、小部数紙を刷ってという可能性も検討はできるのではないかと思います。私は以上です。

**【相馬事務局長】** ありがとうございます。

もう一回、名取先生にチャレンジしてみたいと思います。名取先生、お願いできますか。

**【名取構成員】** お騒がせいたしました。関西大学の名取でございます。

3点ございます。簡潔に説明するつもりです。

まず1点目ですが、これまで、もう恐らく10年ぐらいずっとお話しさせていただいたのは広報に関してです。まずは本格的な分析や解析が開始されていること、それからメディ

ア利用や積極的なプレスリリースが行われていること、そして何よりも、この懇談会における広報関係のプレゼン資料が、今までに比べて大変充実しているというこの3点について、言葉は不適切ですが、かなり感激、感動をいたしました。当然、これはぜひとも続けていただきたいと思いますが、今後は比較分析が重要になってくると思います。

ウェブサイトに関しては、何らかの変更が、どのような「結果の変化」に結びつくのかを明らかにするのが必要かと考えております。

現状、同じ分析を毎年繰り返すことはあまり意味がなくて、何か変化を起こしたことによってこう変わりましたよということを示すのが大事と考えます。私は、その変更が成功するのが全てではない、失敗したということがあってもいいと思いますので、何かアクションを起こしたときに、それが成功であれ失敗であれ、どういう変化が起きたか、これを明らかにするために、今後もこうした解析は続けていただきたいと考えております。

2点目になりますが、具体的にどんな変更が考えられるかということですが、現在、公調委のウェブサイトに行きますと、まず大きく集合写真があるんですね。

皆様もよく、色々なウェブサイトを御覧になるとと思いますが、写真自体にリンクが貼られていることが多いと思います。例えば写真の上に何らかのテキストが書いてあって、写真をクリックするとそのページに飛ぶような仕様です。

今まさに公調委のウェブサイトを見ているのですが、写真からはどこにも飛べません。もちろん写真自体に、何かテキストが表現されているわけではないので仕方がないのですが、例えば「公害にお困りの方」という文字がそこに入っていて、そこをクリックすれば行けるぐらいの仕込みぐらいは、この総務省のウェブサイトに、色々制約があるとは思いますが、考えられないでしょうか。

これは2-2とも言うべき点ですが、これも前年度、前々年度ぐらいから申し上げているのですが、「公害」という言葉が若干市民にとってはハードルが高いように、私は常々感じております。

実際、公調委のウェブサイトの「公害でお困りの方」をクリックすると、より明確で具体的で比較的なじみやすい、「騒音や悪臭でお困りの方」というページに飛んでいます。

これは、ページの構造としては、あまりきれいではなく、何か工夫ができるのではないかと考えます。具体的には、最初の段階で「公害でお困りの方」にするのか、それとも、飛んだ先のページのタイトルである「騒音や悪臭でお困りの方」に最初の段階からしてしまうのか、あるいは先ほど申し上げたように、写真のところにリンクを貼るとして、そこ

に、騒音や振動、あるいは悪臭といったものでお困りの方というテキストを入れてリンクを貼るということも考えられます。

これ、スマホで見ましても、最初にぱっと出てくるのが写真のところですか。そこから下にスクロールすると色々出てくるわけですが、写真のところからポンと行けてしまったほうが、アクセスとしてはユーザーにとって良いのではないかと考えるところです。

要はこの写真の部分をうまく活用しつつ、今申し上げた「公害でお困りの方」という言葉と、騒音、振動、悪臭といった比較的市民になじみやすい言葉の使い方を少し、もう一工夫いただけると、市民にとっては有益ではないかと考えます。

どうしても一般的に、公害という言葉は、小学校、中学校で習ってきたような比較的大きな事件というように何となく刷り込まれている、もうこれは何の証拠もないですが、イメージがございまして、少しその辺を払拭できればいいのではないかというのが、2-2に当たるところです。

最後になりますが、何かどこかを今後改善すべき点がある、あるいは今後の3年間の政策評価等に結び付けるものがあるとするならば、1点です。

スライド番号19、(参考) 公害苦情相談の対応状況という部分において、こちらは基本的には都道府県の話になるかと思っておりますので、なかなか全体としてコントロールしにくいかもしれませんが、近年増えているという騒音に関して、このスライド右下のグラフ、苦情の処理に要した期間というのが、1週間以内に解決したというのが、割合がほかの項目に比べてやや低いところがございます。

近年こうした騒音等の生活型の公害が増えていると。しかしながら、その処理期間が長いところが、今後運営していくに当たって少し問題になる可能性が出てくると思います。

全体としての割合が増えれば増えるほど、処理期間の長さが目立ってきてしまう可能性があるので、この辺りをなぜそうなっているのかを分析して、よりこのパーセンテージを全体に合わせて、7割ぐらいにできるぐらいの改善を施すような目標は、一つ設定できるかと感じました。

できなければいけないというよりは、ずっと懇談会参加させていただきましても、政策目標の達成率という観点では、ずっと大体横ばいみたいな形で、目標は達成するのだけど、何かもう一つ、すごくうまくいったようなものが欲しいという欲が私としても出てまいりますので、そうしたことからすると、こういったところはもちろん都道府県の話になるのでなかなか難しいかもしれませんが、一つ改善の目標として設定できるのではないかと感

じたところでは。

長くなりましたが、3点申し上げました。以上です。

【相馬事務局長】 ありがとうございます。鎌田調査官、それでは。

【鎌田調査官】 鎌田でございます。名取先生ありがとうございます。

今、御指摘いただいた、まず変化がどういう結果につながっていくか分析を続けてほしいというお話、ありがとうございます。今後も続けていきたいと思っております。今回の資料のスライド番号17の下に、グーグル検索の順位が書いてありまして、一番上の「公害」が9月は6位で、3月は2位となっておりますが、実はその後、ランキングが大分落ちてしまったのですが、グーグルの検索エンジンのアルゴリズムが変わったことが分かったものですから、そこを対策して、今は戻ってきております。今後も必要な分析を続けてまいりたいと思います。

それから、ホームページの写真からリンクを飛ばすという御指摘でございますが、トップページの写真については考えが至っておりませんでした。他のページでは、例えば、「広報・報告・統計」というページで、「ちょうせい」の表紙の画像にリンクを貼っておりますので、トップページの写真についても何らかの工夫をしていきたいと思っております。ありがとうございます。

「公害」という言葉と「騒音や悪臭でお困りの方」という言葉の使い方を工夫するという御指摘でございますが、分かりやすいということで、「騒音や悪臭でお困りの方へ」という具体例を挙げて表現してきたつもりですが、その辺も少し工夫をして、整理していきたいと思っております。

最後のスライド番号19の騒音の苦情の処理期間が長いことにつきましては、私どもも問題意識を持っておりまして、そういう意味では先ほど触れましたけれども、「ちょうせい」の誌上セミナーという形で、騒音・低周波音について展開しておりまして、そういったところで市町村の公害苦情に当たっている方の資質を高めようと思っておりますし、今後、騒音、振動の苦情対応をどのようにすると効率的にできるかというところは、実際に公害苦情に当たっている方の好事例を横展開していく形で対応できればと考えております。御指摘ありがとうございます。

【名取構成員】 どうもありがとうございました。

【相馬事務局長】 ありがとうございました。

それでは、順番に御意見を伺っていたところでございますけれども、ここからは御意見

のある方、随時御発言をお願いできればと思います。御発言がある方はお申し出いただければと思います。また、土地利用の関係につきましても、もし御意見ございましたらお願いできればと思います。

よろしいでしょうか。もし委員の先生方からこの際御発言ございましたらお願いいたします。

【松田委員】 松田ですけれども、本当に今日は色々と御指摘をいただきましてありがとうございました。

松田先生から政府広報等の在り方について、一般の方にはなかなか難し過ぎるというお話もございまして、そのとおりの面があるのかというのを痛感した次第でありますし、それから丸岡先生のお話で、この政策評価を進めていく上で、事前の期限の見積りをしたらどうかという、非常に有意義な御指摘をいただきました。

さらに名取先生から、この騒音の苦情について、非常に件数が多いけれども、処理が非常に長いということで、非常に改善の余地が大きいのではないかということも御指摘いただきましたので、それは御指摘を色々踏まえまして、これから取り組んでいきたいと思っております。

それから磯野先生のお話で、建設残土や産廃の件がありましたけれども、この建設残土の関係は、現在、茨城県の稲敷市の事件があります。建設残土関係、産廃関係はどちらかというところと警察に話が行くのは多いかと思うのですが、当委員会の事件としてもあり、こういう課題もやっていかないといけないのかと思っております。

それから、羽田の調停の件ですが、御覧いただきましたように、広報用の資料を出しておるわけありますので、ちょうどその頃からコロナの動きになりまして、正に航空機の乗入れが見合わせられるような、そういう状況になってしまいましたので、広報も触れなかった面があるかと思えますけれども、今後また、問題は残っておりますので、理解がされますように、色々広報に努めていきたいと思っております。以上です。

【相馬事務局長】 委員長、何かございますか。

【荒井委員長】 今日は色々と有益なお話をいただきましてありがとうございました。どこの話も本当にそのとおりだと思ってお聞きいたしました。また、今後につなげていきたいと思っております。

磯野先生から言われた羽田空港の事件、もう少し調停内容を広く、オープンにしたらよかったのではないかという御指摘がございました。先ほど局長から説明がありましたよう

に、手続自体が非公開ということで、基本的には調停内容はオープンにはしないわけですが、これは社会性が非常に大きい事案なので、双方当事者と調整を行い、概要という形で、双方からの了解を取り付けて広報をしたものであります。そういう意味ではもう少し踏み込む余地はありましたけど、当事者の了解の中で行ったところがございます。

広報の関係では、市町村の広報誌やあるいは紙媒体ももう少し使ったらいいのではないかと、いうところも本当にそうだと改めて思ったところがございます。

公害という言葉ですが、確かに今どき公害というと、昔の水俣病とかそういうイメージを持たれてしまうので、それがハードルを高くしてしまって、利用が進むことを妨げているのではないかと、いうことは、我々もよく感じているところがございます。そういう意味で先ほど名取先生が言われましたように、公害を表に出すのではなくて、もう少し身近な騒音や振動など、そういう言葉を取り上げていったほうが入って来ていただきやすいのかとも思っているところです。ただ我々も、法律に縛られた中で仕事をしている関係上、この言葉を外すわけにはいかないところもあって、なかなか難しいところがある気がいたします。

加えて、目標設定の関係で、丸岡先生からも非常に有益なお話をいただきましてありがとうございました。

事前にどのくらいかかるかという見積りを立てる発想は、確かに有効ではないかという気がしています。

これはもう完全に私個人の考えですけれども、ユーザーである双方の当事者がどの程度のことを求めているのかを聞いて、しっかりとした専門的な判断を突き詰めて、その上で解決、判断してほしいのか、それとも、ある程度の専門的な知見であれば、そんなに詳細な調査までは必要ないけれども、委員会としての結論を出してもらえばいいんだという、オーダーを聞いて、それによってどこまで我々が専門的な調査に時間をかけていくのかを考えていくことも、先ほどのお話を伺っていて感じたところでもあります。

色々な点で、今後の改善につながる御示唆を多数いただきまして、本当にありがとうございました。

**【相馬事務局長】** それではそろそろ予定の時間が迫ってきております。もし先生方、追加の御意見、御質問等なければ、ここまでにいたしたいと思っております。

本日いただいた御意見を踏まえ、引き続き、公害等調整委員会の業務を着実に推進してまいりたいと思っております。

また今後とも、事務局から連絡等させていただくことがあるかと思えますけれども、何とぞ、引き続きの御協力をお願い申し上げる次第でございます。

それではこれにて閉会させていただきます。本当に本日はありがとうございました。